

「舞鶴市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「舞鶴市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準等を定める条例」の主な改正内容

地域密着型(介護予防★)サービスの事業	市内指定事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
夜間対応型訪問介護	-
地域密着型通所介護(デイサービス)	8
認知症対応型通所介護(グループデイ)	2
★介護予防認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	6
★介護予防小規模多機能型居宅介護	
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	7
★介護予防認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(29人以下特養)	3
看護小規模多機能型居宅介護	-

### 《改正の趣旨》

- ① 感染症や災害への対応力強化
- ② 地域包括ケアシステムの推進
- ③ 自立支援・重度化防止の取組の推進
- ④ 介護人材の確保・介護現場の革新

### 《主な改正内容》

趣旨	改正分類	改正内容	条項
①	※ 業務継続に向けた取組の強化	感染症や非常災害が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供するため、次のことを義務付け ・業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を実施 ・従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施 ・業務継続計画の定期的な見直し	第33条の2 ★第29条の2
	※ 感染症対策の強化	感染症が発生又はまん延しないよう、次の措置を講じることを義務付け ・対策検討委員会の開催(6月に1回以上)及びその結果を介護支援専門員に周知徹底 ・指針の整備 ・研修及び訓練の定期的な実施	第34条ほか ★第32条

②	※ 高齢者虐待防止の 推進	事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務付け	第41条の2ほか ★第38条の2ほか
		運営規程に定めるべき「事業の運営についての重要事項」に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加	第32条ほか ★第28条ほか
	※ 認知症介護基礎研 修の受講の義務付 け	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付け	第60条の13ほか ★第29条
③	※ 口腔衛生管理の強 化	口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。	第165条の3
④	情報の活用	サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることを義務付け	第3条 ★第3条
	勤務体制の確保	ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を義務付け	第33条ほか ★第29条ほか

◎施行期日 令和3年4月1日

※の改正は、令和6年3月31日までの間は努力義務